

日 時 平成20年3月19日(水) 午前10時 開 議

出席議員 (16人)

1番 工藤和子	2番 大久保朝泰
3番 大溝雅昭	4番 工藤俊広
5番 工藤禎子	6番 村上啓二
7番 北山一衛	8番 佐々木隆
9番 後藤秀憲	10番 山田鉦一
11番 鳴海泰三	12番 中田博文
13番 斎藤直文	14番 工藤賢治
15番 福土幸雄	16番 村上隆昭

欠席議員 (なし)

出席要求による出席者職氏名

市長 鳴海広道	副市長 玉田芙佐男
総務部長 村上豊継	企画財政部長 柿崎武光
民生部長 工藤誠	福祉部長 山田良一
農林商工部長兼 バイオ技術センター所長 三浦貢	建設部長 佐々木武市
上下水道部長 盛 恵之介	黒石病院 事務局長 木立正博
秘書課長兼 行財政改革推進室長 鳴海勝文	企画課長 沖野俊一
財政課長 成田耕作	国保医療課長 福土勝彦
健康長寿課長兼 地域包括支援センター所長 村元英美	商工観光課長 永田幸男
管理課長 成田幸蔵	監査委員 廣瀬左喜男
教育委員会 委員長 篠村正雄	教育長 横山重三
教育部長 工藤忠	教育委員会理事 兼社会教育課長 福坂直栄 兼青少年相談センター所長
選挙管理委員会 委員長 乗田兼雄	農業委員会会長 木村兼作

会議に付した事件の題目及び議事日程

平成20年第1回黒石市議会定例会議事日程 第4号

平成20年3月19日(水) 午前10時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第 1 号 平成 19 年度黒石市一般会計補正予算（第 7 号）について
- 第 3 議案第 2 号 黒石市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 3 号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第 5 議案第 4 号 黒石市職員の自己啓発等休業に関する条例制定について
- 第 6 議案第 5 号 黒石市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 6 号 黒石市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 7 号 黒石市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 8 号 黒石市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 10 議案第 9 号 黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 11 議案第 10 号 黒石市職員の特殊勤務手当支給条例を廃止する条例制定について
- 第 12 議案第 11 号 黒石市遺児入学祝金等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 13 議案第 12 号 黒石市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
- 第 14 議案第 13 号 黒石市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例制定について
- 第 15 議案第 14 号 黒石市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 16 議案第 15 号 黒石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 17 議案第 16 号 黒石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 18 議案第 17 号 黒石市後期高齢者医療に関する条例制定について
- 第 19 議案第 18 号 黒石市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例制定について
- 第 20 議案第 19 号 黒石市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第 21 議案第 20 号 黒石市民文化会館の休止に関する条例制定について
- 第 22 議案第 21 号 黒石市立黒石公民館の休止に関する条例制定について

- 第23 議案第22号 黒石市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 第24 議案第23号 スポカルイン黒石条例の一部を改正する条例制定について
- 第25 議案第24号 黒石市中町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例制定について
- 第26 議案第25号 黒石市国民健康保険黒石病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第27 議案第26号 黒石市国民健康保険黒石病院に勤務する職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について
- 第28 議案第27号 黒石市落合共同浴場の指定管理者の指定について
- 第29 議案第28号 黒石市の特定の事務の温湯郵便局における取扱いに関する規約の廃止について
- 第30 議案第29号 黒石市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
- 第31 議案第30号 市道の路線認定について
- 第32 議案第31号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第33 議案第32号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第34 議案第33号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第35 議案第34号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第36 議案第35号 平成19年度黒石市一般会計補正予算(第8号)
- 第37 議案第36号 平成19年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 第38 議案第37号 平成19年度黒石市老人保健特別会計補正予算(第4号)
- 第39 議案第38号 平成19年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算(第1号)
- 第40 議案第39号 平成19年度黒石市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 第41 議案第40号 平成19年度黒石市西十和田ユース・ホステル特別会計補正予算(第2号)
- 第42 議案第41号 平成19年度黒石市水道事業会計補正予算(第2号)
- 第43 議案第42号 平成19年度黒石市下水道事業会計補正予算(第4号)
- 第44 議案第43号 平成19年度黒石市温泉供給事業特別会計補正予算(第2号)
- 第45 議案第44号 平成19年度黒石市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 第46 議案第45号 平成20年度黒石市一般会計予算
- 第47 議案第46号 平成20年度黒石市国民健康保険特別会計予算

- 第48 議案第47号 平成20年度黒石市老人保健特別会計予算
- 第49 議案第48号 平成20年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算
- 第50 議案第49号 平成20年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計予算
- 第51 議案第50号 平成20年度黒石市介護保険特別会計予算
- 第52 議案第51号 平成20年度黒石市西十和田ユース・ホテル特別会計予算
- 第53 議案第52号 平成20年度黒石市観光施設事業特別会計予算
- 第54 議案第53号 平成20年度黒石市簡易水道特別会計予算
- 第55 議案第54号 平成20年度黒石市温泉供給事業特別会計予算
- 第56 議案第55号 平成20年度黒石市農業集落排水事業特別会計予算
- 第57 議案第56号 平成20年度黒石市土地取得特別会計予算
- 第58 議案第57号 平成20年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計予算
- 第59 議案第58号 平成20年度黒石市水道事業会計予算
- 第60 議案第59号 平成20年度黒石市下水道事業会計予算
- 第61 議案第60号 平成20年度黒石市中川財産区会計予算
- 第62 議案第61号 平成20年度黒石市上十川財産区会計予算
- 第63 議案第62号 平成20年度黒石市追子野木財産区会計予算
- 第64 議案第63号 平成20年度黒石市温湯財産区会計予算
- 第65 議案第64号 平成20年度黒石市袋財産区会計予算

出席した事務局職員職氏名

事務局 長 齋藤 光 雄
次 長 長谷川 直 伸
議事係 長 太 田 誠
議事係 主 査 山 谷 成 人

会議の顛末

午前10時02分 開 議

議長（齋藤直文） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

議長（齋藤直文） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

1番工藤和子議員、16番村上隆昭議員を指名いたします。

議長（齋藤直文） 日程第2 報告第1号 処分第1号 平成19年度黒石市一般会計補正予

算（第7号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

議長（斎藤直文） 日程第3 議案第2号 黒石市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番。

5番（工藤禎子） 高齢者の虐待防止に関する事故を審議するネットワーク会議を設置するという事なんですけれども、高齢者虐待のですね、件数、それから対応について、お知らせ願いたいと思います。虐待は体への暴力だけでもないので、そういうことも含めて、お願いいたします。

議長（斎藤直文） 福祉部長。

福祉部長（山田良一） 昨年の4月から2月まで、包括支援センターへ連絡あったのが17件であります。それで調査した結果、虐待と認められなかったケースが11件、虐待として県へ報告したケースは6件でございます。

県へ報告したケース6件の対応としては、民生委員、包括担当、警察、各担当地区の在宅介護支援センター施設関係者、医療機関、家族と連携し、実態調査、それと養護者と面接し対応したところ、病気で死亡したケースが2件、通報後落ち着いたケースが2件、見守り継続ケースが2件となっております。以上でございます。

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第4 議案第3号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第5 議案第4号 黒石市職員の自己啓発等休業に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第6 議案第5号 黒石市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第7 議案第6号 黒石市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。
本案を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第8 議案第7号 黒石市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。
本案を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第9 議案第8号 黒石市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第10 議案第9号 黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。
本案を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第11 議案第10号 黒石市職員の特殊勤務手当支給条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第12 議案第11号 黒石市遺児入学祝金等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第13 議案第12号 黒石市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番。

5番（工藤禎子） これは後期高齢者制度施行に伴ってですね、普通は後期高齢者は75歳以上なんですけれども、重度の身障者の方は65歳から入れるというようなことで、そもそも後期高齢者制度そのものを容認する内容ですから、反対するものであります。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第14 議案第13号 黒石市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第15 議案第14号 黒石市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第16 議案第15号 黒石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番。

5番（工藤禎子） これはですね、70から74歳の方の医療費を10分の1からですね、要するに1割負担から2割負担に引き上げるということで、いま1年間は凍結で来年度からですけども、法的な整備はしておこうというような内容になっておりますので、反対するものです。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第17 議案第16号 黒石市国民健康保険税条例の一部を改正する

条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番。

5番(工藤禎子) この条例の改正で、もちろんトータル的には値上がりをするわけですから、ちょっとシミュレーションで例を示してほしいんですけども、老人世帯ですね、低所得者の場合、もう一つは標準のですね、4人世帯で計算した例でちょっと現行と、改正になればこうだということでお知らせ願いたいと思います。

議長(斎藤直文) 民生部長。

民生部長(工藤誠) お答えいたします。

例をということでございますが、まず世帯の構成、所得、それから資産等の相違により、さまざまなケースが考えられます。で、今、標準的なということと、低所得者ということですので、申し上げます。

標準的な4人世帯。世帯主が45歳、妻41歳、子供が18歳と16歳という例。給与収入が350万円、所得金額227万円で、固定資産なしという例では、現行医療費分が33万1,600円、年額ですね。これから改正後は30万1,860円となり、2万9,740円の減となります、減です。これに後期高齢者支援金分が6万9,460円新たに加わります。介護納付金分は3万1,090円から、改正後は2万6,330円増の5万7,420円となります。で、合計、現行ですと36万2,690円から6万6,050円増の42万8,740円となります。

また、低所得世帯で7割軽減の対象となる世帯。世帯主64歳と妻が60歳、厚生年金100万円、国民年金が79万円の収入で、所得金額が30万円、固定資産が8万円とした例では、現行医療費分が6万9,100円から、改正後は5万3,790円となり、1万5,310円の減となります。これに後期高齢者支援金分が新たに1万2,800円が加わり、介護納付金分は9,260円から、改正後は5,810円増の1万5,070円となり、合計では、現行7万8,360円から3,300円増の8万1,660円となります。

今回の改正では、医療費分はおおむね減額傾向にありますけれども、介護納付金分の改正により、合計では増となる見込みでございます。以上です。

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番。

5番（工藤禎子） もちろん、トータル的に値上げということでも反対するわけですが、やはり介護納付金分がですね、これまで上げてこなかったといえばあれですが、非常に高い率で、今回どっと上がらさったわけなんですよね。

ですから、もっと上げること自体云々、私とは立場違いますが、2年に1回とか、もうちょっと小刻みに少しずつ上げてくるとですね、そんな負担でもないというふうに思うんですよ。そういう点なども含めてですね、反対させていただきます。

議長（斎藤直文） 6番。

6番（村上啓二） 賛成するものであります。

結論から言いますと、国保の運営の安全性、健全性というものが最優先になるわけですし、そのためにはいろいろおっしゃっているようですが、基本的には後期高齢者も仕分けして、国民健康保険から分かれて、そういうふうなことをしていかないと、安全性が保たれないという現実もあるものですから、賛成するものであります。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第18 議案第17号 黒石市後期高齢者医療に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番。

5番(工藤禎子) 障害者認定を受けた方が後期高齢者に入るか、65歳以上から重度心身の場合はありますんで、入らないかっていうのは本人が選ぶことができるんです。それで、その問い合わせ等もあると思いますので、その選び方のアドバイスっていいですかね、そういう形で担当は国保医療課になっていますので、その辺ちょっと、どういう立場で説明なさっているのかっていうことをお聞きしたいと思います。

で、ちょっと説明なんですけれども、医療費のことを考えればですね、後期高齢者に入った方が、一つは医療費が1割負担になるわけです。そうでないと3割負担になるというふうに、国保のままで残れば3割負担になるというふうに言われています。で、ただ後期高齢者になると、後期高齢者の保険料が取られます。それから、包括医療になりますから、月600点までというふうに医療の制限がされます。

で、また入らなかった場合、国保のままで残った場合、確かに3割負担にはなるんですけれども、非課税の場合とか、重度医療を受けた場合に後から戻ってくるとか、その該当する人しない人がいると思いますけれども、そういうことになりますね。けれども、70から74歳になると、今のところ1割負担で下がるわけです。

ですから、非常に専門的な医療を、医者にも何回も何種類も行ってるといような方はですね、あるいは時には入院もしなきゃいけないという状況もあるという人にとってはですね、医療の質を下げたはならないので、そういう意味では国保の方のままでいた方がいいよという場合もありますので、だからそういう方は事情を聞きながら、医師と相談をして対応するというふうにしなないと。一般的にその国保医療課では、いや後期高齢者に入れば1割負担になりますし云々というふうなことだけではですね、正確に重度心身の方へのですね、対応ができないのではないかなというふうに考えるものですから、どういう対応をなさっているのかっていうことでお聞きしたいと思います。

議長(斎藤直文) 民生部長。

民生部長(工藤誠) お答えいたします。

まず、障害者認定の取り下げ、相談についてですが、3月の10日の日に通知出してから10日間ほどですか、けさも随分窓口に来てましたけれども、1日大体20人ぐらい窓口あるいは電話で相談があります。

で、こちらでは、今、議員もおっしゃってますが、国保の所得状況あるいは世帯の構成、加入する健康保険、それから現在置かれている状況で、相談者みんなが一律でないメリット・デメリットがあると思います。その辺で十分会話をしながら、最終的には本人が判断することですので、ということで、窓口では対応しているところでございます。

それから、重度の関係ですが、高齢者の診療内容は高血圧、高脂血症、糖尿病等の慢性的な疾患が多いということで、後期高齢者診療料おっしゃいましたけれども、点数で600点とかっていうふうに新設するようです。で、医学管理、検査、画像診断、処置等が包括されるということで600点ということのようですが、病状の急性増悪時には別途に出来高で算定できるようであります。

ということで、患者にとって診療の質が直ちに低下するというふうには考えてはいません。患者の診療内容、これもまたすべて異なりますので、後期高齢者医療制度への移行によって、これもまた診療内容が変わるのかどうかという辺は、主治医とも十分話し合いをして判断してほしいなあと、そう考えています。以上です。

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第19 議案第18号 黒石市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第20 議案第19号 黒石市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第21 議案第20号 黒石市民文化会館の休止に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第22 議案第21号 黒石市立黒石公民館の休止に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第 2 3 議案第 2 2 号 黒石市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第24 議案第23号 スポカルイン黒石条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第25 議案第24号 黒石市中町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第26 議案第25号 黒石市国民健康保険黒石病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第27 議案第26号 黒石市国民健康保険黒石病院に勤務する職員の特種勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番。

5番（工藤禎子） 医業収益を上げるためには必要なことかというふうにも考えております。それで、特種勤務手当のところは1,518万円ほど前年度と比べればふえてますので、この内容ですね、歳出根拠といえますか、どれくらい件数を見たりしているのか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

議長（斎藤直文） 黒石病院事務局長。

黒石病院事務局長（木立正博） 新年度予算の中においては、医師の入院加算についての予算を予定しているのは月100人程度ということで、年間1,200人、1,200万円。それから文書加算については、年間で2,000件と見込んで200万円と見ております。医師の加算に対する分としては、計1,400万円見ているということでございます。以上でございます。

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第28 議案第27号 黒石市落合共同浴場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第29 議案第28号 黒石市の特定の事務の温湯郵便局における取

扱いに関する規約の廃止についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第30 議案第29号 黒石市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第31 議案第30号 市道の路線認定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第32 議案第31号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

登壇

市長（鳴海広道） 議案第31号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてで
ありますが、人権擁護委員として人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を推薦し
たいので、市議会の意見を求めるものであります。

住 所 黒石市大字山形町138番地

氏 名 水 上 慶 吾

生年月日 昭和30年2月15日

略歴は別記のとおりであります。

降壇

議長（斎藤直文） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いた
します。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議あり
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

議長（斎藤直文） 日程第33 議案第32号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

登壇

市長（鳴海広道） 議案第32号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてで
ありますが、人権擁護委員として人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を推薦し
たいので、市議会の意見を求めるものであります。

住 所 黒石市大字上町3番地

氏 名 鳴 海 浩 二

生年月日 昭和35年10月15日

略歴は別記のとおりであります。

降 壇

議長（斎藤直文） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

議長（斎藤直文） 日程第34 議案第33号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

登 壇

市長（鳴海広道） 議案第33号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員として人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を推薦したいので、市議会の意見を求めるものであります。

住 所 黒石市大字三島字宮元104番地

氏 名 廣 瀬 弘 美

生年月日 昭和22年4月2日

略歴は別記のとおりであります。

降 壇

議長（斎藤直文） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

議長（斎藤直文） 日程第35 議案第34号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

登壇

市長（鳴海広道） 議案第34号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてありますが、人権擁護委員として人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を推薦したいので、市議会の意見を求めるものであります。

住 所 黒石市追子野木二丁目111番地1

氏 名 葛 西 糸み子

生年月日 昭和29年2月6日

略歴は別記のとおりであります。

降壇

議長（斎藤直文） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

議長（斎藤直文） 日程第36 議案第35号 平成19年度黒石市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第37 議案第36号 平成19年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第38 議案第37号 平成19年度黒石市老人保健特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第39 議案第38号 平成19年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第40 議案第39号 平成19年度黒石市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第41 議案第40号 平成19年度黒石市西十和田ユース・ホテル特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第42 議案第41号 平成19年度黒石市水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第43 議案第42号 平成19年度黒石市下水道事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。
本案を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第44 議案第43号 平成19年度黒石市温泉供給事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第45 議案第44号 平成19年度黒石市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第46 議案第45号 平成20年度黒石市一般会計予算から、日程第65 議案第64号 平成20年度黒石市袋財産区会計予算まで、合わせて20件を一括議題といたします。

本案については、予算特別委員会委員長から別紙の報告書が提出され、お手元に配付してお

きましたので、御報告いたします。

これより、議案第45号から議案第64号まで、順次質疑、討論、採決いたします。

議案第45号 平成20年度黒石市一般会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。5番。

5番(工藤禎子) 平成20年度黒石市一般会計予算に反対するものであります。

国は、平成16年度から地方交付税を一方的に、しかも大幅に削減し、以来、毎年減らされ、黒石でもこの4年間で20億円を超える削減をされました。ずっと市民や市職員を苦しめています。

地方の反乱対策として、ことし地方再生対策費4,000億円を創設したので、実質地方交付税が4,000億円、5年ぶりに増額になりました。しかし、これまでの三位一体改革での削減から見ればわずかなものにすぎず、これで削減にストップがかかったというものでもありません。地方交付税の削減路線はこれからも続き、集中改革プランなどの行政改革も強くなってきます。

そこで、反対する理由の一つではありますが、黒石市の20年度予算編成において、国は地方交付税臨時財政対策債をふやしたという文面にもあるように、これら国の手法を無批判に受け入れた予算であること。

二つ目は、新しく導入した連結実質赤字比率は新年度決算から始まるが、財政再生基準では3年間の経過措置が設けられているのに、20年度からさらなる市民と職員への犠牲が強いられていることです。

三つ目は、そういう中でも子育て支援対策等を充実させていることなど、行政の努力は評価するものでありますが、例えば一つとってみても、頑張る地方応援プログラムの交付税は21年度で終わります。続行のためには、地方行革がさらに強えられることが危惧されるのです。もっと全体や先を見据えた発想の転換や政策立案がなければ、我慢してきて黒石市民でよかった。黒石に住んでよかったと言える展望を、現在では見出せないという状況から反対するものであります。

議長(斎藤直文) 9番。

9番(後藤秀憲) 私は、議案第45号 平成20年度黒石市一般会計予算に賛成するものであります。

この予算は、市税や地方交付税の大幅な伸びが見込めない中で、退職者不補充や特別職、一

般職員のさらなる給料カット、各審議会報酬などの減額により人件費の抑制、事務事業の徹底した見直しなどにより、極力歳出が削減され、6年連続の減額予算となりましたが、歳入が歳出を3億4,000万も上回る単年度黒字予算であります。

さらに、新たな財政健全化法の動向を見据えながら、限られた財源を福祉、教育の充実など、市民生活に直結した各事業に優先的、効果的に配分しており、私は高く評価できるものであります。

このような点から、一般会計予算案に賛成するものであります。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

議長（斎藤直文） 議案第46号 平成20年度黒石市国民健康保険特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

議長（斎藤直文） 議案第47号 平成20年度黒石市老人保健特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 議案第48号 平成20年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番。

5番（工藤禎子） 平成20年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算に反対するものであります。

一般質問でも取り上げましたが、後期高齢者そのものの制度がですね、今議論の最中で、まだ欠陥部分もいろいろと出てきているという中では、4月1日から導入すべきじゃないというのが、私たち党の見解でもありますので、大きい上ではそこがありますけれども、後期高齢者の問題、矛盾について整理して言いたいと思うんですけれども。

まず一つは、月額1万5,000円の人からも介護保険料のほかに、この後期高齢者の保険料が取られるということでは、もう暮らしていけないということが一つであります。

二つ目は、制度の上では滞納をすると国民健康保険証を取り上げられる。あるいは短期保険証になるという制度であります。

で、三つ目は、月600点という形ですね、医療にも差別が持ち込まれるということでもあります。

それと4点目は、終末期医療ですね、要するにみとりの場所っていいですかね、それを在宅

か施設かという形で、基本的には病院で亡くなることはない、病院から出されるというような制度であります。

5点目は、先ほど障害者のところでも言いましたけれども、65歳の重度の障害者の皆さんが結果的には国保にそのままいるにしても、あるいは後期高齢者に入るにしてもですね、障害者の医療費の削減がされる制度ですからかかりにくくなると、どちらでも。要するに負担増になりますから。そういう障害者の皆さんにもしわ寄せがいくというふうな内容になっていると思います。

今、盛んにテレビのトーク番組でも国会でもそうですけれども、この問題も取り上げられております。先般、国会で共産党の小池議員の話の中で、なるほどと思いましたがけれども。電話でいろいろと怒りの声がいろんな寄せられている中で、富山市の75歳の男性は「子供のころ、若いころは国のために死んでくれと言われた。今度は、制度はもう1回国のために死んでくれと言うのか」ということですね、怒りを寄せていたということをやちょっと印象的でした。

議長（斎藤直文） 工藤禎子議員に申し上げます。

会議規則第54条により、発言はすべて簡明にすることとなっておりますので、注意いたします。

5番（工藤禎子） はい、あとは最後であります。

で、全国ではね、527自治体に広がっております。それで大垣市の市議会では、自民党の会派が提案をいたしました。で、結果的には公明党が反対で、あとは全部一致で採択されるという動きまで出ております。そういう形ではですね、口を開けば、政府は医療制度の将来にかかわる持続可能な制度にしたんだと言いますがけれども、そういう点ではね、ヨーロッパ諸国と比べてもですね、社会保障にかけるお金、あるいは医療費にかけるお金っていうのは、日本は極めて少ないんです。

ですから、こういう制度をやるためにはもっと時間をかけて、医療制度を考えていかないとだめではないかという点から、反対するものであります。

議長（斎藤直文） 4番。

4番（工藤俊広） 私は、議案第48号 平成20年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算に賛成するものであります。

75歳以上と、65歳以上で一定の障害のある後期高齢者は、平成20年度に独立した医療制度である後期高齢者医療制度に加入することになり、財政運営は青森県内の40市町村すべてが加盟する青森県後期高齢者医療広域連合で行うものであります。

また、急速に少子化が進み医療費の増大が予想されることから、公平に保険料を負担してもらい、今までの老人保健と同様に医療給付を提供するなど、将来の負担増に備えた制度改革で

あります。

このようなことから、平成20年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算に賛成するものであります。

また、本当にこの医療制度、破綻をしていくということが現実の流れとしてある。そういった流れの中に「じゃあ、どうすればいいのか」と、そういったあれもやってほしい、これもやってほしいといったことだけでは、この国はもうもたない。また、黒石市もそういう状況でもない。

そういった観点から、やはり公平に応分の負担をしていく。そういった自立した世の中にしていかなければ、これからの世の中はもたない。そういったことで、私は、この後期高齢者医療制度に賛成するものであります。以上です。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

議長（斎藤直文） 次に、議案第49号 平成20年度黒石市姥懷霊園墓地特別会計予算から、議案第64号 平成20年度黒石市袋財産区会計予算まで、合わせて16件を一括して質疑、討論、採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、議案第49号から議案第64号まで、合わせて16件を一括して質疑、討論、採決いたします。

議案第49号から議案第64号まで、合わせて16件に対する委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

議案第49号から議案第64号まで、合わせて16件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第64号まで合わせて16件は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 以上で、今期定例会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

これにて平成20年第1回黒石市議会定例会を閉会いたします。

午前11時03分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成20年3月19日

黒石市議会議長 斎藤直文

黒石市議会議員 工藤和子

黒石市議会議員 村上隆昭